出向契約書

株式会社〇〇〇〇（以下、「甲」という。）及び株式会社●●●●（以下、「乙」という。）は、甲の従業員を乙に出向させるにあたり、以下のとおり出向契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（出向条件）

甲は、乙に次の従業員△△△△（以下、「丙」という。）を出向させる。

① 出向従業員氏名 ： △△△△
② 年　　齢 ： ■■歳
③ 甲への入社年月日 ： □□□□年□□月□□日

第 2 条（出向期間）

(1) 出向期間は、◇◇◇◇年◇◇月◇◇日から◆◆◆◆年◆◆月◆◆日までの☆年間とする。
(2) 前項の出向期間は、甲又は乙の業務上の都合により、甲乙協議の上で延長できるものとする。

第 3 条（業務内容）

甲は丙に、以下の就業場所において乙の指揮命令に従い、次の業務を誠実に行わせるものとする。

① 就業場所 ：
② 業務内容 ：

第 4 条（出向期間中の丙の取扱）

甲は、前条の出向期間中、丙を休職扱いとし、丙は、乙の指揮命令に従い前条の業務を遂行するものとする。

第 5 条（労働条件）

(1) 出向期間中の丙の労働時間、休日、休憩時間などの労働条件そのほかは、乙の就業規則に従う。
(2) 前項に拘わらず、丙が乙において勤務したことにより不利になる労働条件については、甲の就業規則の規定により、甲がこれを保証する。

第 6 条（社会保険等の取扱）

(1) 丙の社会保険及び雇用保険（以下、「社会保険等」という。）については、甲において継続して加入し、これを管理する。ただし、出向期間における社会保険等の会社負担に相当する費用は乙の負担とする。
(2) 丙の労働者災害補償保険は、乙において適用する。

© 2025 年 フリューゲル行政書士事務所

(3) 丙が業務上または通勤途上において負傷し、または疾病にかかった場合は、乙の規定により補償する。この場合、乙の補償が甲の規定を下回る場合には、甲においてその差額を補償するものとする。

第 7 条(給与の支払い)

(1) 丙の出向中の身分に関する事項(退職、解雇、定年等)及び給与・賞与(以下、「給与等」という。)の計算及び支払いは、甲の規定に基づくものとする。ただし、出向期間における給与等に相当する費用は乙の負担とする。
(2) 丙の勤怠情報は、乙が集計し、毎月▽▽日までに書面にて甲に通知するものとする。

第 8 条(経費及び福利厚生)

(1) 乙が、業務の必要に基づいて丙に命じた出張に関する旅費及び日常の業務の遂行に必要な経費は、乙の負担とする。
(2) 乙の従業員が利用できる福利厚生施設は丙も利用できるものとし、この費用は乙の負担とする。

第 9 条(負担金の精算)

(1) 甲が立て替えて丙に支払った、乙が負担すべき社会保険等の会社負担分及び給与等に相当する費用を、甲は乙に翌月▼▼日までに請求するものとする。
(2) 乙は前項の費用を、請求書を受領した月の末日までに甲の指定する金融機関に振り込んで支払うものとする。
(3) 本契約に定める費用以外に負担すべき費用が発生した場合、甲乙協議の上、取り扱いを決定する。

第 10 条(契約の解除)

甲又は乙は、本契約期間中といえども、相手方が本契約に違反するとき、又はやむを得ない事由があるときは、本契約を解除できる。

第 11 条(契約の終了)

本契約は、甲乙間で本契約を更新する旨の合意に達しないときは、出向期間の満了とともに本契約は終了する。

第 12 条(協議)

甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については信義誠実の原則に従い協議し、解決を図るものとする。

© 2025 年 フリューゲル行政書士事務所

第 13 条（合意管轄）

本契約に関する紛争は、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

★★★★年★★月★★日

甲：

乙：

【以下、余白とする。】

© 2025 年 フリューゲル行政書士事務所